税だ 課 務 ょ 1)

平成21年度

後期高齢者医療保険料申告受付について 田 「県民税・国民健康保険税・介 護保険料·

ます。 平成21年度の申告が始まり

資料となる大切なものです。 料の課税、所得課税証明等の 保険料、後期高齢者医療保険 県民税、国民健康保険税、介護 てください。 で、申告書は期間内に提出し 人に不利なことになりますの 各種控除が認められず、ご本 この申告は、平成21年度の町 申告をしなかった場合は、

申告受付期間

2月2日(月)~ 3月16日(月)

(土・日・祝日を除く。)

申告受付等

付します。 ては、例年どおり申告書に添 力をお願いいたします。 民課へ提出いただくようご協 申告又は税務課、総合支所住 出張申告の日程につきまし

申告書は、できるだけ郵送 なお、申告書は郵送します

> ください。 備え付けていますのでご利用 各総合支所住民課、出張所に に届いていない方は税務課、 が、申告の必要な方でお手元

郵送申告について

①氏名・電話番号は必ず記入 付不要)で郵送してください。 添付して返信用封筒(切手貼 申告書を作成し、必要書類を す。「申告のてびき」を参考に は郵送での申告をお勧めしま 方について相談の必要がない方 ご注意ください。 なお郵送の際には次の点に 収入のない方、申告書の書き

②給与収入、年金収入のある してください。 してください。 方は必ず源泉徴収票を添付

③各種控除を受ける方は領収 書や証明書を必ず添付して

※国民年金、国民年金基金の 明書の添付が必要です。 控除を受けられる方は、証

> ※寄附金にかかる税額控除を さい。 証明書を必ず添付してくだ 受ける方は、領収書または

申告しなければならない人

町に在住し、かつ次のいずれ ①農業、営業等の所得者で平 かに該当する人

③給与所得者で年末調整をさ 者が「給与支払報告書」をい れていない人 の町長に提出していない人

④ 平成20年中に生命保険契約 険契約等に基づく年金所得 等に基づく年金及び損害保 等の一時金の所得のあった人 配当、原稿料等の所得の のあった人(個人年金)

あった人 成20年中(平成20年1月1 日~12月31日) に所得の 平成21年1月1日現在いの

②給与所得者で、給与の支払

⑥給与所得の他に地代、家賃、 ⑤平成20年中に生命保険契約 あった人

> ⑧公的年金等にかかる所得以 ⑦雑損、医療費控除、生命保 険料控除、地震保険料控 ようとする人 社会保険料控除を受け

⑨所得課税証明の必要な人 外の所得を有しなかった人 必要な人は、申告しないと 別控除、同居老親などの扶 模企業共済等掛金控除、寡 で、前記⑦の控除及び小規 福祉年金等の関係で証明が 婦(寡夫)控除、配偶者特 養控除を受けようとする人 (健康保険、児童扶養手当)

⑪介護保険のサービスを受け ⑩国民健康保険の加入者及び ようとする人 してください。) 入の有無にかかわらず申告 齢者医療保険の加入者(収 その世帯の世帯主、後期高 証明ができません。)

申告の必要がない人

②給与所得者で 給与の支払 ①所得税の確定申告をする人 提出している人 払報告書」を、いの町長に 者が年末調整済の「給与支

申告に必要なもの

① 印鑑

②所得の算出の基礎となる書

類、帳簿、 領 収書、源泉徴収

③国民年金、 明書、 は証明書 命保険、地震保険の支払証 小規模企業共済等掛金、生 医療費等の領収書又 国民年金基金、

※社会保険料控除のうち国民 ①領収書、証明書の提出がな ようにご持参ください。 られませんので、忘れない い場合は、各種控除が受け

※寄附金にかかる税額控除を す。 受けようとする人は領収書 又は証明書の添付が必要で は、金額の多少に関わらず 年金、国民年金基金について 証明書の添付が必要です。

②申告は、 なりません。 で、同一世帯内に2人以上 それぞれ申告をしなければ の申告義務者がいる場合、 個人単位ですの

問い合わせ

税務課

吾北総合支所住民課 893—1118

広報いの